

## 子どもとその家庭を支援する既存事業の現状について ～板橋区における障がい児への支援～

区では、基本目標を「一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり」とする、「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（平成30年3月策定）」に基づき、障がい児療育事業や通所支援事業などの障害福祉サービスのほか、諸手当の支給等により、障がい児及びその家族の支援を行っている。

これらの居場所づくり及び生活支援等については、ライフステージに合わせた切れ目のない支援をめざし、取組を進めている。

### 1 障がい児療育事業・通所支援事業

#### (1) 事業概要

##### ○ 児童発達支援

障がいのある未就学児を対象に、日常生活に必要な動作や知識の指導、集団生活に必要な適応訓練等を行う施設。

区内に10施設あり、うち1施設は区立（加賀児童ホーム）となっている。

##### ○ 児童発達支援センター

児童発達支援の役割に加え、相談支援などの地域支援を行う施設であり、国は令和2年度までに各自治体に1か所以上の設置を求めている。

板橋区においては、既に2か所（加賀児童ホーム、東京YWCAキッズガーデン）設置されている。

##### ○ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対し、放課後や夏季休業日等に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで自立を促進するとともに、居場所づくりを行う施設。

区内に31の民間事業所が設置されており、うち5事業所が重症心身障がい児にも対応する事業所となっている。

#### (2) 現状における課題とその対応

児童発達支援事業及び放課後等デイサービスともに待機者が生じている状況や、重症心身障がい児の受入事業所が少ない状況にあり、その対応が課題となっている。

そのため、供給量の拡充を図るべく、J K K向原用地や板橋キャンパス跡地における障がい福祉サービス事業所の整備にあたり、調整を図っている。

### 2 諸手当について

国、都及び区による手当の支給により、障がい児及びその家庭への生活支援を図っている。

障害児福祉手当・心身障害者福祉手当・重度心身障害者手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・児童育成手当（育成手当）・児童育成手当（障害手当）

### 3 切れ目のない支援の充実

区では、ライフステージに合わせた支援の充実をめざし、各種事業を実施している（下図参照）。新たな取り組みとしては、令和元年度から、医療的ケアを必要とする方への支援に向けた協議の場を設置し検討を始めたほか、令和2年度から、発達障がい者（児）への支援及び組織改正による支援体制の充実に取り組む予定となっている。

#### （1）医療的ケアを必要とする方への支援

重症心身障がい・医療的ケア児に対する支援に関し、地域課題や対応策について、継続的に情報共有や意見交換を行う場として、医師や当事者の親の会や関係機関及び事業者等を構成員とする会議体を設置し、必要な支援と成長過程をつなぐ連携体制を構築した。また、庁内関係部署における検討体制を整備し、会議体と連携のうえ、医療的ケアを必要とする子どもへの支援に取り組んでいく。

#### （2）発達障がい者（児）への支援

成人期の発達障がいに関する支援ニーズの高まりや、発達障害者支援法により、乳幼児期から成人期までのより細やかな支援が求められていることを受け、ライフステージに合わせた総合的な支援を行う拠点として、令和2年度に発達障がい者支援センターを設置する。

概ね16歳以上の発達障がいのある方及びその家族等を対象とすることで、15歳までの児童を対象とした「子ども発達支援センター」との連携を図り、切れ目のない支援に取り組んでいく。

#### （3）組織改正による支援体制の構築

発達障がい者や医療的ケア児への対応等、庁内各部署により取り組んでいる施策の連携強化を図るため、庁内における旗振り役を担うべく、令和2年度に障がい者福祉課の組織改正を行い、切れ目のない支援の充実に取り組んでいく。

ライフステージごとの障がい児への支援

